

八、ハ、ニ、ホ、ハ、朝議

最後の

ト、被保険者の家族をも治療すること追加して下さい

議長

是等の説明に対して意見、質問は

質問

安産、産後

議長

九の五條の項の(イ)に付いて、医師は全部俸降したることとしてはお断、日本医師会に届せざる医師も受給も俸降したる義務を負ふこととしてはお断、議事なしの事あり

意見

東久太郎

議長

六の項中(ウ)の(イ)に付いて「埋薬料」と曰つた五十九日分とし其金額が五十日に満たざる場合は五十日とする」としては可い

意見

静田錦波

一の項のハの部内一定数以上と云ふ字句を大札なくともよいではないか、映画に従事するものは長時間の労働を強ひられてゐるが工場は健康俸降後も適用されてゐない、此等の者は適用しうる故にしてほしい

意見

高橋博

一の項を

イ、現行俸降法適用外の一級労働者

ロ、産業使用人

ハ、其他一般部使用者

C

議長

「五に依ると民事責任が何者にあるか」と云ふことのみ止まつてあるが其れでは意味がなぬ故に與ふ故に裁判に依ることではなく特別の法規の制定としては如何に

行政

民事上の免責を規定する法規を要求するとして可なり

菅野久信

並條にして可なり

議長

交通事故特別法の即時制定に關する件と、該法案を修正し主文と理由より該法の字句を取り現行の醫務法の行の不合理を大體の後に修正し、現行行政外法の痛苦をなさればならぬと書き加へては如何

監内

討論なき採用に決定

第九号法案

現行法を撤廃し罰則を附する件

議長

「二の草案は從來、大體のものは既に議されて居るものである故に修正案を提出して置かざりませうか

第九号法案

労働立法の撤廃並に罰則を附する件

一、先づは可なり修正してほしい

主文中の

一、改正すべき法規中の

「養老保険法」と

理由は大體草案中の

「養老」を「改正すべき法規」と制定すべき法規に別けておいた以外の法規については必要ならぬ場合を裁量する権限を以て改正または制定を政府にせまらねばならない、改正すべき法規の行を裁量する権限を裁量に於ては、多量採案の

にしてほしい

一、改正すべき法規の中にも特に必要と認むるものは

イ、工場法

ハ、健康俸降法

ウ、屋外労働者俸降法